平成２８年（フ）第７３４号
東京都小金井市中町１丁目10番４号マグノリア武蔵小金井101
債務者　齋藤　美希
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７３５号
東京都小金井市中町１丁目10番４号マグノリア武蔵小金井101
債務者　齋藤　昌亮
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７５６号
東京都昭島市中神町1131番地28コスモセランス202号
債務者　竹森　　茂
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３２１号
栃木県真岡市田島824番地１
債務者　共楽こと　髙橋　友二
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２２号
栃木県真岡市田島824番地１
債務者　髙橋　京子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６２号
栃木県栃木市藤岡町藤岡5442番地１
債務者　北村　絢子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第６４号
栃木県栃木市小平町５番19号
債務者　赤羽根伸一
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１２９４号
横浜市緑区中山町907番地41
債務者　古川　美起
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１２号
横浜市保土ケ谷区川島町973番地　ハイツ南原４号棟406号
債務者　小倉　千明
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３３８号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目11番14号
債務者　石井　眞理
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４０１号
横浜市戸塚区上矢部町229番地　Ｓｏｎｎｅｎｓｃｈｉｒｍ　102号
債務者　篠田　勝一
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６１８号
神奈川県綾瀬市蓼川３丁目13番32号　サニーハイツ相模大塚101
債務者　屋比久孟佳
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１７８号
北九州市八幡西区幸神３丁目11番19―901号
破産者　株式会社アドレッド
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５８号
静岡県磐田市加茂1257番地
破産者　有限会社プランニングルームサクセス
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
大阪府羽曳野市学園前１丁目６番12号
破産者　株式会社トーヨーホーム販売
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
北九州市八幡西区黒崎城石１番２号
破産者　株式会社前田工務店
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１６６号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目１番52号
破産者　パソコンかえる株式会社
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部